

第 1 5 号 議 案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 3 第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（ 提 案 理 由 ）

児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。